

# 青森県報

第四十四号

令和元年  
八月十四日  
(水曜日)

## 目次

### 公 告

○大規模小売店舗の変更の届出……………	(商工政策課) ……
○右 同……………	( 同 ) ……
○右 同……………	( 同 ) ……
○右 同……………	( 同 ) ……
○右 同……………	( 同 ) ……
○右 同……………	( 同 ) ……
○右 同……………	( 同 ) ……
○右 同……………	( 同 ) ……
○右 同……………	( 同 ) ……
○右 同……………	( 同 ) ……

## 公 告

### 大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- イオンタウン青森浜田 一ブロック
- 青森市大字浜田字玉川一九六の一〇

### 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の一 代表取締役 大門 淳	イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の一 代表取締役 加藤 久誠	令和 元・五・三

### 三 届出年月日

令和元年七月二十五日

### 四 届出書の縦覧

#### 1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

#### 2 期間

令和元年八月十四日から同年十二月十四日まで

#### 3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

### 五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

#### 1 提出期限

令和元年十二月十四日

#### 2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

#### 3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

#### 4 言語

意見書は、日本語により記載すること。



大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン青森浜田 二プロック  
青森市大字浜田字玉川一九六の外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の 一 代表取締役 大門 淳	変 更 後	イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の 一 代表取締役 加藤 久誠	変 更 年月日	令和 元・五・三
-------	---	-------	--	------------	-------------

三 届出年月日

令和元年七月二十五日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和元年八月十四日から同年十二月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和元年十二月十四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン青森浜田 三プロック  
青森市大字浜田字玉川一九六の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の 一 代表取締役 大門 淳	変 更 後	イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の 一 代表取締役 加藤 久誠	変 更 年月日	令和 元・五・三
-------	---	-------	--	------------	-------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
-------	-------	------------

株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一 代表取締役 大村 禎史	変更なし	株式会社チヨダ 東京都杉並区成田東四丁目三九の八 代表取締役 舟橋 政男	株式会社チヨダ 東京都杉並区荻窪四丁目三〇の一 代表取締役 澤木 祥二 平成 三元・七・一 (住所) 三二・四・一 (代表者)
有限会社妙心 青森市古川二丁目一〇の一四 代表取締役 秋元 武智	変更なし	株式会社サトメガネ 神奈川県平塚市見附町四の一七 代表取締役 佐藤 行男	変更なし
株式会社戸田書店 静岡県静岡市清水区銀座四の六 取締役社長 鍋倉 修六	変更なし		

四 届出年月日

令和元年七月二十五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和元年八月十四日から同年十二月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和元年十二月十四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン八戸城下

八戸市城下二丁目一一の六外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
マックスパリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 佐々木 智佳子	変更なし	
イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の二 代表取締役 大門 淳	イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の二 代表取締役 加藤 久誠	令和 元・五・三

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社キタムラ 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目四の一 代表取締役 浜田 宏幸	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一四 代表取締役 矢野 博丈	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一四 代表取締役 矢野 靖二	平成 三〇・三・一
株式会社ジーフット 愛知県名古屋千種区今池三丁目四の一〇 代表取締役 堀江 泰文	株式会社ジーフット 東京都中央区新川一丁目二二三の五 代表取締役 木下 尚久	株式会社ジーフット 東京都中央区新川一丁目二二三の五 代表取締役 木下 尚久	平成 二六・九・一 (住所) 令和 元・五・二四 (代表者)
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 佐々木 智佳子	変更なし	変更なし	平成 二六・九・一 (住所) 令和 元・五・二四 (代表者)

四 届出年月日

令和元年七月二十五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和元年八月十四日から同年十二月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和元年十二月十四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン浪岡

青森市浪岡大字浪岡字松島一五

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 佐々木 智佳子	変更なし	
DCMホームマックス株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一 代表取締役 石黒 靖規	変更なし	
イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五のの一 代表取締役 大門 淳	イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五のの一 代表取締役 加藤 久誠	令和 元・五・三

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに

代表者の氏名

変	更	前	変	更	後	変	更
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 佐々木 智佳子			変更なし			年月日	
DCMホームマック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一 代表取締役 石黒 靖規			変更なし				
株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一四 代表取締役 矢野 博文			株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一四 代表取締役 矢野 靖二			平成 三・三・一	
成田孝之 弘前市大字土手町二四の一			変更なし				
株式会社NHK 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目三五の二二 代表取締役 鈴木 貞男						三・三・一	

四 届出年月日

令和元年七月二十五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和元年八月十四日から同年十二月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和元年十二月十四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン平賀

平川市小和森上松岡一九三の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	変	更	後	変	更
DCMホームマック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一 代表取締役 石黒 靖規			変更なし			年月日	
イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 代表取締役 大門 淳			イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 代表取締役 加藤 久誠			令和 元・五・三	

NTTファイナンス株式会社 東京都港区港南一丁目二の七〇 代表取締役 前田 幸一	NTTファイナンス株式会社 東京都港区港南一丁目二の七〇 代表取締役 坂井 義清	平成 三六・六・二七
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 佐々木 智佳子	変更なし	年月日
DCMホームマック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一 代表取締役 石黒 靖規	変更なし	
株式会社セリア 岐阜県大垣市外湖二丁目三八 代表取締役 河合 映治	変更なし	
有限会社すとう 弘前市大字土手町七二の一 代表取締役 須藤 豊一郎	変更なし	
株式会社ジーフット 愛知県名古屋市中千種区今池三丁目四の一〇 代表取締役 堀江 泰文	株式会社ジーフット 東京都中央区新川一丁目二二三の五 代表取締役 木下 尚久	平成 二六・九・一 (住所) 令和 元・五・二四 (代表者)
株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六 代表取締役 羽牟 秀幸	株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六 代表取締役 松田 裕史	平成 三〇・四・二
株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二十四条東二丁目一の二 代表取締役 鶴羽 順	変更なし	
坪田 修 黒石市ぐみの木三丁目一の三	佐藤 正人 秋田県秋田市土崎港南一丁目三の三 ア・レストコア一〇二 (契約者)	二九・〇・五

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一 代表取締役 大村 禎史	変更なし	
届出年月日 令和元年七月二十五日		
届出書の縦覧 1 場所 青森県商工労働部商工政策課及び平川市役所		
2 期間 令和元年八月十四日から同年十二月十四日まで		
3 時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで ただし、平川市役所にあつては、その執務時間内とする。		
6 意見書の提出 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。		
1 提出期限 令和元年十二月十四日		
2 提出先 青森県商工労働部商工政策課		
3 記載事項 (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所 (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 (三) 意見及びその理由		
4 言語 意見書は、日本語により記載すること。		
大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三		

項の規定により次のとおり公告する。

令和元年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン弘前樋の口

弘前市大字樋の口二丁目九の六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
DCMサンワ株式会社 青森市大字石江字三好六九の一 代表取締役 鎌形 和夫	DCMサンワ株式会社 青森市青葉三丁目五の六 代表取締役 鎌形 和夫	平成 三〇・八・二五
イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の 代表取締役 大門 淳	イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 代表取締役 加藤 久誠	令和 元・五・三
三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名		変更年月日
変更前 マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の 二五 代表取締役 佐々木 智佳子	変更なし	
DCMサンワ株式会社 青森市大字石江字三好六九の一 代表取締役 鎌形 和夫	DCMサンワ株式会社 青森市青葉三丁目五の六 代表取締役 鎌形 和夫	平成 三〇・八・二五
株式会社タツミヤ 東京都八王子市暁町一丁目三二の 一三 代表取締役 指田 努	変更なし	
株式会社つるや 弘前市大字和徳六四 代表取締役 原 孝至	変更なし	

株式会社ハニーズホールディングス 福島県いわき市鹿島町走熊字七本 松二七の一 代表取締役 江尻 義久	変更なし	
株式会社アルカスイントーナショナル 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八の一 代表取締役 内山 誠一	変更なし	
株式会社ブービープランニング 福島県須賀川市南町一三〇 代表取締役 栗城 幸一	変更なし	
株式会社赤とんぼ 青森市新町一丁目一二の八 代表取締役 夏目 俊紀	変更なし	
株式会社ライトオン 茨城県つくば市吾妻一丁目一一の 代表取締役 横内 達治	株式会社ライトオン 茨城県つくば市小野崎二六〇の一 代表取締役 川崎 純平	平成 三〇・四・一 (代表者) 令和 元・五・三 (住所)
株式会社チヨダ 東京都杉並区成田東四丁目三九の 八 代表取締役 舟橋 浩司	株式会社チヨダ 東京都杉並区荻窪四丁目三〇の一 六 代表取締役 澤木 祥二	平成 二九・七・一 (住所) 三三・四・一 (代表者)
株式会社内藤 秋田県横手市増田町増田字中町七 五 代表取締役 内藤 憲人	変更なし	三三・二・二六
株式会社ムカイ 静岡県静岡市駿河区中野新田一二 五の一 代表取締役 向井 正太郎	変更なし	
株式会社ヒートン 弘前市大字南大町一丁目九の一九 代表取締役 伊藤 敏明	変更なし	三〇・二・三〇
株式会社メガネスーパー 神奈川県小田原市本町四丁目二の 三九 代表取締役 星崎 尚彦	株式会社メガネスーパー 東京都中央区日本橋堀留町一丁目 九の一 NEWS日本橋堀留町 六階 代表取締役 星崎 尚彦	三三・三・一

株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六 代表取締役 羽牟 秀幸	株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六 代表取締役 松田 裕史	三〇・四・三
株式会社菊池薬店 弘前市大字土手町一八 代表取締役 菊池 清二	変更なし	
株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野 博文	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野 靖二	三〇・三・一
株式会社K-GOLDインターナ ショナル 静岡県浜松市中区西丘町二七六の 五 代表取締役 横田 光夫	変更なし	
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村 公保	変更なし	
株式会社フレックスコーポレー ション 青森市第二間屋町一丁目五の一五 代表取締役 加川 澄子	変更なし	
株式会社クロノス 東京都港区六本木七丁目一五の七 代表取締役 吉川 智三	株式会社クロノス 東京都港区六本木七丁目一五の七 代表取締役 鈴木 直人	三〇・六・二九
北信テック株式会社 北海道函館市大川町八の二六 代表取締役 小甲 徳之	変更なし	
株式会社A-テレコム 弘前市大字駅前三丁目五の一 代表取締役 小山内 眞	変更なし	

四 届出年月日

令和元年七月二十五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和元年八月十四日から同年十二月十四日まで  
 3 時間  
 午前八時三十分から午後五時十五分まで  
 ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。  
 六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和元年十二月十四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)  
 青森市長島一丁目一番一号  
 青森県

(印刷所・販売人)  
 青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
 定価小口一枚二付十五円四十四銭